

市税は納期限内に納めましょう！

● 問い合わせ 収納課 (☎ 656 - 6573、656 - 6574)

○滞納処分の流れ

督促状の送付 (法律に基づき
納期限から 20 日以内に送付)

文書等による催告
(法律に基づかない任意送付)

各種財産調査、給与調査

債権、給与、不動産などの
財産の差し押さえ

財産を換価し、滞納市税へ充当

市税は貴重な自主財源

市民の皆さんが納める市税は、安心・安全な住みよいまちづくりを進める上で、とても大切な財源です。

ほとんどの皆さんは、納期限をしっかりと守り市税を納めていただいておりますが、中には定められた納期限までに納付していただかず、滞納する人もいます。滞納を放置したままでは公平性が保たれないので、法律に基づいた滞納処分により徴収を行わなければなりません。

滞納された税金を徴収するために多額の費用がかかり、その費用も市税から支出することになります。

貴重な市税を有効に活用するため、納期限内の納付にご理解とご協力をお願いします。

納期限を過ぎると

① 20日以内に督促状が送付され、督促手数料を加算した納付が必要になります。なお、督促状の送付には、督促手数料以上のコストを費やしています。
② 法律で定められた割合に基

づき、延滞金計算が始まります。

※納税通知書と一緒にお送りした納付書では、コンビニでの納付ができなくなります。



督促状が送達されても納付がない場合

督促状の送付後10日間経過しても未納の場合、滞納処分の対象となります。

滞納処分とは、納税者が自主的に納付しない場合に、納税者の財産から強制的に徴収するための法的手続きです。具体的には、給与・預貯金・生命保険・動産・不動産などの財産の調査および差し押さえを行うものです。場合によっては、強制的な家宅捜索により財産を引き揚げて公売することもあります。

市税の差し押さえは、民事執行法上の差し押さえとは異なり、裁判所へ訴える必要がなく、市が自らの判断(自力執行

権)で直接行うことができます。また、差し押さえを行う場合、滞納者への事前連絡や承諾を得る必要もありません。

なお、滞納額が高額な場合などは専門的に滞納整理を行う「岩手県地方税特別滞納整理機構」に事務を移管する場合があります。

岩手県地方税特別滞納整理機構とは

県と県内33市町村が加入し、共同で滞納整理を行う専門組織で、岩手県庁内に設置されています。

市町村の催告に応じない滞納者や高額滞納者などについて、滞納処分を前提として各市町村から機構に事務が移管されます。

機構では、移管された滞納者について、財産調査や捜索、差し押さえ、公売などをを行います。

機構と市町村が共同で徴収を確保することで、収納率の向上を図ります。

【市税の納期一覧】

税目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市県民税(普通徴収)			1期		2期		3期		4期			
固定資産税	1期			2期		3期		4期				
軽自動車税		全期										
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

※月末が納期限(12月のみ25日)になりますが、土曜日・日曜日・祝日に当たっている日は、日曜日・祝日の翌日が納期限になります。

※上記の他に随期で課税になる場合がありますが、口座振替の対象からは除かれます。

※市県民税(特別徴収)の納期限は上記とは異なります。また公的年金からの特別徴収(天引き)の場合は、上記とは異なり年金支給日となります。

納期内納付せず 滞納したままですと・・・



滞納している税を完納しない個人および法人に対して、家宅捜索を執行し、財産を差し押さえることがあります。捜索に応じず、立ち会おうとしない場合は、第三者を立会人とし、強制的に開錠の上、捜索を執行することが認められています。この際発生する滞納処分費(開錠に伴う費用など)は、滞納者の負担となります。

財産の差し押さえ後は滞納市税を完納しない限り、差し押さえを解除することはできません。



自動車の差し押さえを行った場合、ミラーズロックやタイヤロックなどを設置して運行を制限し、譲渡したりできないようにします。

納期内納付が難しい場合
さまざまな事情により納期内納付が困難な場合には、納付についてのご相談を受け付けています。一人で悩まず放置せず、お早めに収納課へ来庁相談ください。